

「日光市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について

日光市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)は、「子育てのしやすいまちづくり」を踏まえ、市民がより具体的・感覚的に共通の想いを持てるよう、基本理念を「イチオシ! ひかり輝く 子育てのまち～日光(ここ)で産みたい 育てたい “あるといいな” が日光(ここ)にある～」と決めました。

本計画は、4つの基本目標の下に14の基本施策を設け、117事業の取り組みを推進。その中で49事業の成果指標(数値目標)を設定しています。

ここでは、主な事業(子ども・子育て支援新制度関連、新規事業)の実施状況を紹介します。



くわしくは 子育て支援課 子育て環境係 ☎21-5186

表：主な事業実施内容

事業名	内容	指標名	上:H29年度実績 下:H31年度目標
妊産婦一般健康診査事業	母子健康手帳交付時に健診が受けられる「妊産婦健康診査受診票」(妊婦健診14回分、産後1カ月健診1回分)の交付	妊産婦健康診査受診率	99.1% (97.0%)
乳児家庭全戸訪問事業	4カ月までの乳児のいる全家庭を助産師や保健師が訪問し、乳児の健康状態や養育環境などの把握とともに、子育てに関する助言や産婦への保健指導を行う	乳児家庭全戸訪問実施率	97.0% (100.0%)
市立休日急患子ども診療所事業	日曜日・祝日・振替休日に子どもの急病に応じる診療所の運営を充実させる。また、子ども救急チェックリストの配布・活用による家庭での適正処置の普及を推進し、医師への負担軽減を図る	市立休日急患子ども診療所開所日数	68日/年 (68日/年)
小中連携・一貫教育事業	義務教育を通して児童生徒に生きる力とコミュニケーション能力を育むという視点に立ち、地域の小中学校が連携するとともに、家庭・地域・関係機関が協力し、特色ある学校作りや地域課題解決を推進	地域と関わる学習への満足度 小中連携・一貫教育実施校	96.0% (100.0%) 全校 (全校)
子どもの権利委員会	子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、「日光市子どもの権利委員会」を設置	子どもの権利条例啓発	全小・中学校 (全小・中学校)
育児支援家庭訪問事業	安心して子どもが養育される環境づくりのため、児童虐待の早期発見や予防の視点から、自ら支援を求めることが困難な家庭の支援	育児支援家庭訪問回数	686回/年 (350回/年)
子どもの居場所づくり事業	養育困難な家庭の親と子どもに対する支援のため、食事や入浴の世話などが受けられない子どもに対し、放課後の居場所の設置	子どもの居場所利用人数	1,495人/年 (1,700人/年)
特定教育・保育事業	子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設(認定こども園、保育園、幼稚園)での教育保育サービスの充実	保育園等の待機児童数	0人 (0人)
病児・病後児保育事業	病気もしくは病後回復期の子どもについて、病院、保育園などに付設された専用スペースなどで、看護師などによる一時的預かり	病児・病後児保育の受入率	100% (100%)
幼保一元化推進事業	子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、保育園や幼稚園に対するニーズや地域の実情に応じた認定こども園の必要性や普及などの検討	認定こども園設置数	2カ所 (3カ所)
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や親子の交流のほか、地域に出向いた地域支援活動や交流会の実施	地域子育て支援拠点施設利用者	2万3,929人/年 (2万4,000人/年)
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい会員と援助ができる会員の相互援助事業をNPO法人委託により継続し、併せて各種子育て研修会事業などを開催	ファミリー・サポート・センター協力会員数	197人 (200人)
放課後児童対策事業	児童の健全育成を図るため、放課後に保護者のいない家庭の小学校6年生までを受け入れる放課後児童クラブ、小規模小学校区においてはたんぼ広場の環境整備や指導員の確保を推進し、遊びや生活指導の実施	放課後児童対策未実施小学校数	1校 (0校)
事業所への子育て支援の職場環境づくりの推進	市内の事業所を対象に、仕事と子育ての両立支援や働き方の見直しなど、少子化対策および男女共同参画推進の重要性の啓発	職場環境づくり講演会の開催	2回/年 (1回/年)

～知って安心～ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方を法的に支援する制度です。不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスの利用や施設の入所契約など、生活の中で契約をする場面に、判断能力が十分でない方の権利や財産を、法律面や生活面で保護し支援するための仕組みです。

くわしくは 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎21-5100

◆任意後見制度と法定後見制度

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

任意後見制度

任意後見制度は、将来、判断能力が衰えたときのために備えて、自らが支援してくれる任意後見人を決め、自分の生活や財産管理の方法について、あらかじめ契約しておくものです。契約は、判断能力が不十分になったときに、任意後見人が家庭裁判所に申し立てを行うことで、任意後見が開始されます。

法定後見制度

法定後見制度は、本人の状態により「補助」「保佐」「成年後見」の3つの制度があります(表1)。本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人が同意していない不利益な法律行為の取り消しを行ったり、財産管理を行います。この制度の申し立ては、本人や配偶者および4親等以内の親族が行いますが、身寄りがいない場合などには、市長が行うこともできます。

◆次のような場合、まずは表2の窓口へご相談ください



認知症の方で金銭管理が難しくなり、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭っている。



親が亡くなった知的障がい者が相続や預貯金の管理に困っている。



認知症の一人暮らしの高齢者で、身近に支援者がおらず福祉サービスなどの利用契約が必要な場合。

表1：法定後見制度の種類

種類	対象者
補助	判断能力が不十分な方(法律行為などができるかどうか心配がある)
保佐	判断能力が著しく不十分な方(日常生活では自分の意志で行動ができる。しかし、重要な法律行為などは困難である)
後見	判断能力が常時欠けている状態の方(自分の意志表示が困難で法律行為ができない)

表2：相談窓口一覧

相談窓口	電話番号
高齢福祉課高齢福祉係	21-5100
社会福祉課障がい福祉係	21-5174
今市西地域包括支援センター	25-6374
今市東地域包括支援センター	26-6537
今市南地域包括支援センター	25-6444
今市北地域包括支援センター	21-7081
日光・足尾地域包括支援センター	25-3255
藤原・栗山地域包括支援センター	76-3333
市社会福祉協議会	21-2759
民間専門相談機関 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	028-632-9420